

2012年8月10日  
SMBC日興証券株式会社

### 金融庁の当社に対する業務改善命令について

本日、当社は、当社元執行役員が逮捕・起訴された件に関し、金融庁より下記のとおり金融商品取引法第51条の規定に基づく業務改善命令を受けました。

業務改善命令を受けたことにつきまして、お取引をいただいているお客様をはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、かかる処分を真摯に受け止め、今後、8月7日に公表した改善策の着実な履行を通じて、より一層の内部管理態勢の強化を図り、お客様をはじめ関係者の方々からの信頼回復に全社をあげて努めてまいり所存です。

#### 記

##### 1. 業務改善命令の内容

- (1) 調査委員会報告書の提言を受け、当社が策定した再発防止策を確実に実施・定着させること。
- (2) 再発防止策の実施状況を定期的に報告すること。
- (3) 再発防止策の実効性を定期的に検証し、検証結果を報告すること。
- (4) 上記(1)～(3)について、初回報告期限を平成24年8月17日(金)とする。以降は、四半期末経過後15日以内を期限とする。なお、上記期限に関わらず、必要に応じて随時報告を行うこと。

##### 2. 当社の改善策

当社は、調査委員会からの再発防止に係る提言も踏まえ、以下の改善策を実施することを本年8月7日に公表いたしました。今後の実施状況につきましては、社長を委員長とし、内部管理統括責任者、関係役員等で構成される委員会を新たに設置し、その進捗と実効性について検証を行ってまいります。

- (1) 証券業務未経験役社員への法人関係情報管理を含む法令遵守意識の徹底
  - ① 証券業務未経験者を法人関係情報取得部門の役員へ直接登用することの原則禁止  
(実施時期:平成 24 年 9 月予定)
  - ② 中途入社役社員に対するフォローアップ研修の強化(実施時期:平成 24 年 9 月予定)
  
- (2) 中途入社(出向者を含む)の執行役員以上の役員登用の手続きの明確化
  - ① 役員面接の実施(実施時期:平成 24 年 8 月予定)
  - ② プロフィールの事前チェック(実施時期:平成 24 年 8 月予定)
  
- (3) 役員の行動管理
  - ① 内部監査部門による役員(取締役及び執行役員)の監査の実施(実施時期:平成 24 年 9 月予定)
  - ② 役員行動監視機能の強化(実施時期:平成 24 年 10 月予定)
  
- (4) 出向者の不芳情報に係る情報共有(実施時期:平成 24 年 8 月予定)
  
- (5) インサイダー取引防止へのさらなる意識付けの強化
  - ① 社員のインサイダー取引関与等により当社に生じた損害を当該社員に賠償請求することの明文化(実施時期:平成 24 年 8 月予定)
  - ② 業務上必要のない法人関係情報を取得しようとする行為の禁止等の明文化(実施時期:平成 24 年 8 月予定)
  
- (6) 業務用携帯電話への通話録音機能の導入(実施時期:実施計画策定中)

以 上